

## 第36回（2022年度）久喜市民まつり出店募集要項

### 1. 開催日時

2022年10月16日（日） 10時～16時

### 2. 会場

久喜駅西口ロータリー（道路上）、20M道路

### 3. 募集出店数、内容、場所

1) 出店数；100

2) 同一、類似内容店舗の集約（エリアと呼称）、場所、出店数（下表参照）

販売、サービス種別	場所	比率（目安）	出店数（目安）
飲食販売（エリア）	20M道路	50%	50
物品販売（エリア）	西口駅前、20M道路	25%	25
展示・体験（エリア）	西口駅前	25%	25
計		100%	100

- ・上記の他、物品販売エリアと飲食販売エリアの間に久喜露店商組合が出店予定
- ・図1「イベント及び出店配置図」を参照してください。

①飲食販売がある場合は、主従に関わらず飲食販売の扱いとなります。

②物品販売と展示・体験の両方を行う場合のエリアは主催者が決定します。

### 3) 販売、サービス品目

#### ①飲食販売

- ・取扱品目は、表1「臨時出店において製造、加工又は調理できる食品」に従ってください。
- ・申込書に記載された飲食物販売品目の取扱い可否を幸手保健所に確認します。  
指導があった場合は、品目の取止め、変更がありうることをご承知おきください。

#### ②共通

- ・酒類販売は、酒類製造者や酒類販売業者で主催者が認めた場合のみ可能です。
- ・主催者が不適当と判断した物品販売やサービスの提供はできません。  
出店審査会（後述）で審議、最終決定します。

### 4) エリア内の場所（配置）及び開示時期

①抽選で決定します。

但し、主催者が認めた特別の条件が必要な場合を除きます。

②出店審査会（後述）で抽選を行い最終決定します。

③出店者説明会（10月上旬予定）で開示します。

### 4. 店舗サイズ、テント用意及び出店者当たりのテント数

1) 店舗サイズはテントサイズと同じ間口5.4m×奥行3.6mです。

2) 全テントを久喜市民まつりの会で用意します。出店者がテントを持込むことはできません。

3) 出店者当たり1テントとします。2テント使用することはできません。

また、1テントを複数出店者で共有することもできません。

## 5. 出店に関わる費用

- 1) 出店料 15,000 円を納付していただきます。この中に、テント 1 張 (5.4m×3.6m)、机 2 台、椅子 8 脚を含みます。
- 2) 追加分の机、椅子及び発電機を有償でレンタルします (下表参照)。
- 3) 出店者当たり、2,500 円の道路使用許可申請手数料が掛かります。
- 4) 協賛にご協力をお願いします。

項目	区分	金額 (円)	納付先	納付時期	備考	
出店料	必須	15,000	主催者	8/初～ 8/中旬	無償制度有	
道路使用許可申請手数料	必須	2,500	埼玉県		減免制度有	
備品レンタル料	机	500	主催者		8/初～ 8/中旬	無償制度有
	椅子	200				
	発電機	5,000				
協賛金	任意		主催者			

※まつりが中止になった場合の納付済み費用の取り扱い

- ①協賛金；返還します。
- ②出店料、備品レンタル料；業者へ未発注又は発注後キャンセル可能な場合返還します。
- ③道路使用許可申請手数料；未納付の場合返還します。

## 6. 応募要件

下記1) のいずれかの要件に該当し、且つ2) の全ての要件を満たすことを応募要件とします。

### 1) いずれか一つ以上に該当する要件

- ①久喜市内に事業所、事務所がある事業者、団体
- ②久喜市の公共団体、久喜市内に事業所、事務所、校舎がある公共団体、教育機関
- ③久喜市を活動拠点とする非営利組織
- ④久喜市在住者
- ⑤主催者 (久喜市民まつりの会) が特別に認めた個人、組織及び団体

### 2) 全てに該当する要件

- ①政治的目的や特定の宗教等の PR を目的としないこと
- ②反社会的勢力に所属する個人、団体でないこと
- ③過去に、キャンセル、出店違反等をしていないこと

## 7. 募集方法、時期

- 1) 前回出店者への郵送による案内 ; 6月下旬
- 2) 久喜市及び久喜市民まつりの会ホームページ掲載 ; 6月下旬

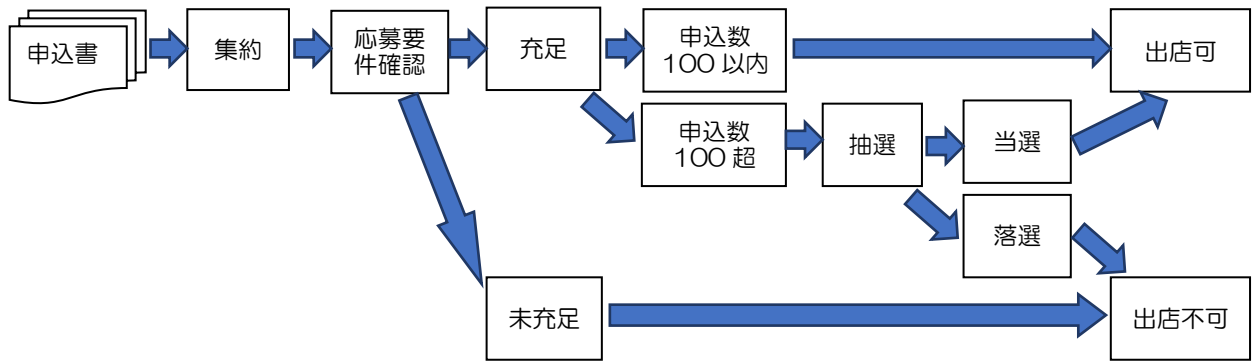
## 8. 応募期間

2022年7月1日(金)～7月15日(金)

## 9. 応募方法

- 1) 応募先 ; 久喜市民まつりの会 (久喜市商工会内)
- 2) 方法 ; ①出店申込書を持参、又は郵送 (当日消印有効) して下さい。  
FAX での応募はできません。  
②郵送先 ; 346-0003 久喜市中央 4-7-20
- 3) 受付日時 ; 平日 10時～16時

## 10. 応募集約、出店可否審査、決定（7/初～7/末）



### 1) 応募集約

### 2) 応募要件充足確認

① 申込内容が応募要件を充足しているか確認します。

充足している場合；次のステップ（申込数確認）へ進みます

充足していない場合；不出店となります

※出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、従事者を警察に照会します。

### 3) 応募要件充足申込数確認

① 応募要件を充足した申込数が出店枠数を超過していないか確認します

100以内；出店となります

100超過；次のステップ（抽選）へ進みます

### 4) 応募要件を充足した申込数が100超過の場合

① 優先出店申請者を除き抽選で決定します。

② 販売、サービスエリア（飲食販売、物品販売及び展示・体験）単位の枠は、全体の応募要件充足申込数の超過比率で案分して算出し、それぞれの枠内で抽選により決定します。

③ 販売、サービスエリア（飲食販売、物品販売及び展示・体験）の応募要件充足申込数比率が出店比率目安と著しく乖離している場合は主催者が枠を見直す場合があります。

④ 優先出店申込者は以下の通りとします。

- ・ 行政（含む準ずる組織）、社会福祉法人、ボランティア組織、教育機関、非営利組織
- ・ 出店回数が多い出店者
- ・ 協賛実績が大きい出店者

### 5) 出店審査会で最終決定

① 出店審査会（後述）で、必要な抽選を行い最終決定します。

## 11. 結果通知、必要書類等提出依頼（8/初）

1) 全応募者に出店可否を郵送で通知します。

2) 併せて、出店決定者に対して各種申請書、届出書等の提出及び費用納付を依頼します。

## 12. 出店審査会設置

1) 出店審査会を設置し、出店に関する重要事項（応募要項、出店可否、配置等）を審議、抽選、決定します。

2) メンバーは、久喜市民まつりの会副会長、実行委員会の正副委員長、企画委員長及び正副出店担当責任者です。

図 1

イベント及び出店配置図



表 1

臨時出店において製造、加工又は調理できる食品（保健所提供資料に基づく）

分類	食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	焼きとり、いか焼、焼とうもろこし
お好み焼き類	お好み焼き、たこ焼き
茹物・蒸物類	じゃがバター
めん類	焼きそば、うどん、そば、ラーメン
揚げ物類	フライドポテト
ドッグ類	アメリカンドッグ、フランクフルトソーセージ
焼菓子類	今川焼類、カステラ類、焼だんご類、焼餅、クレープ
揚げ菓子類	ドーナッツ、大学芋
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう
アメ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼
喫茶類	かき氷、甘酒、おしるこ、清涼飲料水
その他	生もの（刺身等）を含まないもの
仕入品	容器包装に入れられたもの（衛生上支障ない場合を除く）